

お客さまへ

平成29年12月28日
株式会社 筑邦銀行

預金口座へのマイナンバー（個人番号）、法人番号のお届出について

平成30年1月1日から、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、預金口座へのマイナンバー（個人番号）、法人番号の付番が開始されます。

つきましては、平成30年1月1日以降、新規で預金口座を開設されるお客さまや、すでに預金口座をお持ちのお客さまに、マイナンバー（個人番号）、法人番号の届出をお願いすることがございますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、マイナンバー（個人番号）、法人番号のお届けについては、当面「任意」となっておりますので、その場でマイナンバー（個人番号）、法人番号をお届けいただけない場合でも、お取引に影響はございません。

◆お届けに必要なもの

	マイナンバー（個人番号）、法人番号が確認できる書類	主な本人確認書類
個人のお客さま	<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード・通知カード・住民票の写しあるいは住民票記載事項証明書（個人番号記載のもの）	<ul style="list-style-type: none">・顔写真付きの本人確認書類1種類（運転免許証、パスポート等）・顔写真なしの本人確認書類2種類（各種健康保険証、年金手帳等）
法人のお客さま	<ul style="list-style-type: none">・法人番号通知書（作成後6カ月以内）・法人番号通知書（作成後6カ月超） +法人確認書類（登記事項証明書、印鑑証明書等）・法人番号印刷書類（作成後6カ月以内） +法人確認書類（登記事項証明書、印鑑証明書等）	<ul style="list-style-type: none">・登記事項証明書・印鑑証明書・社会保険料、国税・地方税の領収書、納税証明書 <p>※いずれも発行後6カ月以内のもの</p>

本件に関するお問い合わせ先
株式会社筑邦銀行 事務部
電話 0942-32-5407

以上